				_	給与所得等に係る市民	税・県民税・森林環境税	・ 特別徴収税額の決定・変更通知	書(納税義務者用)	
					受給者番号	氏	名	指 定 番 号	
   給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	Ħ	刊 税額控除前所得割額 ( <u>4</u>	納付額	7 [					
正 給 与 収 入 主たる給与 常農不利配給 護 ── 総所得③ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	_	税額控除額 ⑤	6月分	7			<b>1</b>	策	
		所得割額⑥	7月分	<b>†</b>		住	所	宛名番号	
得   その他の所得計   所 得 区 分       税 分離短期譲渡	利	均等割額⑦	8月分	<b>1</b>					
総所得金額① 分離長期譲渡	規	- 税額控除前所得割額 4	9月分	7					
標株式等の譲渡		税額控除額 ⑤	10月分	7 '	あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって 通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して 審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日か				
# 損 障・寡・ひ・勤 上場株式等の配当等		所得割額⑥	11月分						
医療費 配偶者 生物取引	利	均等割額⑦	12月分	7	ら起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。 請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの統行により。	と経た後でなければ提起することができないこと			
得社会保険料 配偶者特別 開刊 サブロケオルスの 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<i>∓</i>	茶林環境税額⑧	1月分		の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起す きます。		の訴えを提起することがで		
技	特	寺別徴収税額⑨	2月分	7					
生命保険料 基礎 配配定老人 機 瞬 障 障 機 親生失	額控	空除不足額⑩	3月分						
地震保険料 所得控除合計②	既	死充当・既委託納付額 [1]	4月分	7					
(摘要)	朗	无 納 付 額(2)	5月分	7					
	差	<b>≗引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)</b>		_					
	変	变更前税額[3	1						
	埠	曽減額(⑨-⑬)	変更月月	7			医県所沢市並木一丁目1番地の		
				<b>-</b>	所沢	市財務部市民税課	TEL (04) 2998-9	0 6 4	
					②ここからゆっくりと	はがしてください	①ここからゆっくりと	:はがしてください	

## 特別徴収税額決定・変更通知書摘要欄の記載について

	摘要欄記載			
1	定額減税●●、●●●円は税額控除に含みます。			
2	定額減税は●●,●●●円(未控除分:▲▲,▲▲▲円)です。			